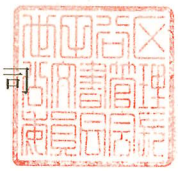



答申第２３号
令和８年６月２２日

世田谷区長
保　坂　展　人　　様

世田谷区公文書管理委員会
会　長　　野　村　武　司



令和７年度に作成した保存期間が１年未満である公文書（追加分）の廃棄に関する意見聴取について（答申）

令和８年６月１２日付諮問第２３号で依頼のあった「令和７年度に作成した保存期間が１年未満である公文書（追加作成分）の廃棄に関する意見聴取について」に関し、当委員会において目録を確認した結果、No. 70 から No. 74 を除き、目録に記載の公文書を廃棄することは妥当であると認めます。